

# いま何時? 受診する時間によって 医療費に加算あり!

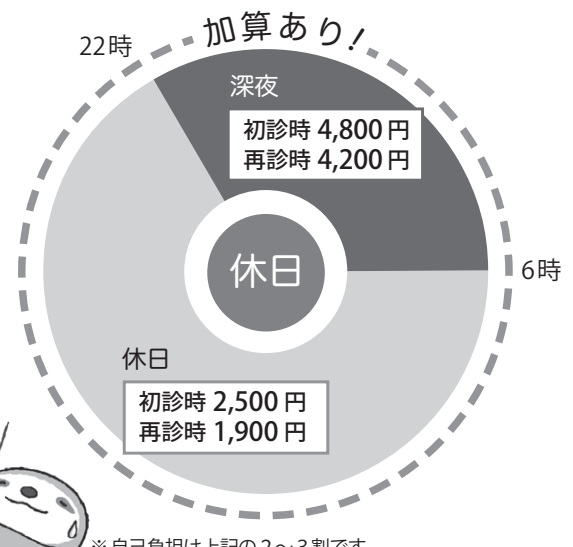
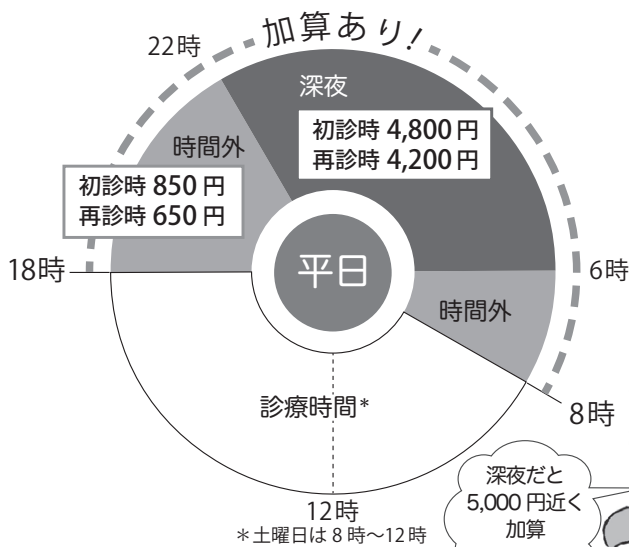
病院や薬局は、夜間・早朝・休日に受診すると、医療費に加算がつきます。平日の日中に受診しましょう。



**夜間・早朝・休日は「割増料金」がかかります**

加算がつく時間帯と加算額は次のとおりです。おおむね**平日 8時～18時、土曜日 8時～12時以外**に受診すると、割増料金がかかる覚えておきましょう。

●病院・診療所における割増料金



●調剤薬局でも割増料金がかかります

時間帯	加算額
時間外	調剤技術料と同額
休日	調剤技術料の1.4倍
深夜	調剤技術料の2倍

※調剤技術料とは、「調剤基本料」「調剤料」などの合計です。



※自己負担は上記の2～3割です。  
 ※6歳未満の場合、加算はさらに高額になります。  
 ※夜間・早朝・休日に通常診療している診療所では、8時前や18時(土曜は12時)以降・休日には500円の加算が、調剤薬局でも同様に、開業中であっても8時前や19時(土曜は13時)以降・休日には400円の加算がつく場合があります。  
 ※夜間の救急診療を行う医療機関では、初診時2,300円、再診時1,800円の時間外加算がつく場合があります。

**長時間待ったのに  
再受診が必要になることも**

夜間・早朝・休日は、緊急性の高い患者が優先となります。待ち時間が長くなるだけでなく、専門医がいない場合が多いため、診療時間内の再受診が必要になることもあります。

「日中は忙しくて時間がない」など自己都合で受診すると、重症患者の治療の妨げになることも覚えておきましょう。

**夜間・早朝・休日の診療では  
実施していないこと**

- 緊急性が低い患者への詳しい検査や専門的な診療
- 長期間の薬の処方(おおむね1～3日分のみ)
- 診断書の発行やワクチン接種 など

➔診療時間内の再受診が必要になります。

※上記は一例で、医療機関によって対応は異なります。



**子どもの急な体調不良で困ったときは…「#8000」** **子ども医療電話相談**

夜間・早朝・休日にかかった子どもの急な症状で、受診の必要性の判断に迷ったときなどに小児科医師・看護師に電話で相談できます。全国共通の短縮番号(#8000)で相談窓口へつながります。

※都道府県ごとに開設時間が異なります。詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

